

国官会第2402号
平成23年3月29日

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長
あて

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

二（１）イ③中「10分の7」を「10分の8」に改める。

記2（２）イ中の表を次のように改める。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4 乗じて得た額	—
建築関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10 分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6 を乗じて得た額
土木関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分 の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10 分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の7.5を乗じて 得た額	諸経費の額に10分の4 を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分 9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10 分3を乗じて得た額

附則

本通知は、平成23年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

現場管理費が官積算の80%を下回ると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加し、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、公共工事の品質確保のため、低入札価格調査基準価格※の計算式を見直すこととした。

※低入札価格調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札価格調査基準価格の見直しについて

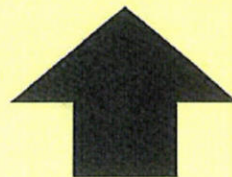
H21.4～現行

【範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【計算式】

直接工事費 × 0.95	}	合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		



H23.4～

※平成23年4月1日以降に入札
公告をする工事から適用

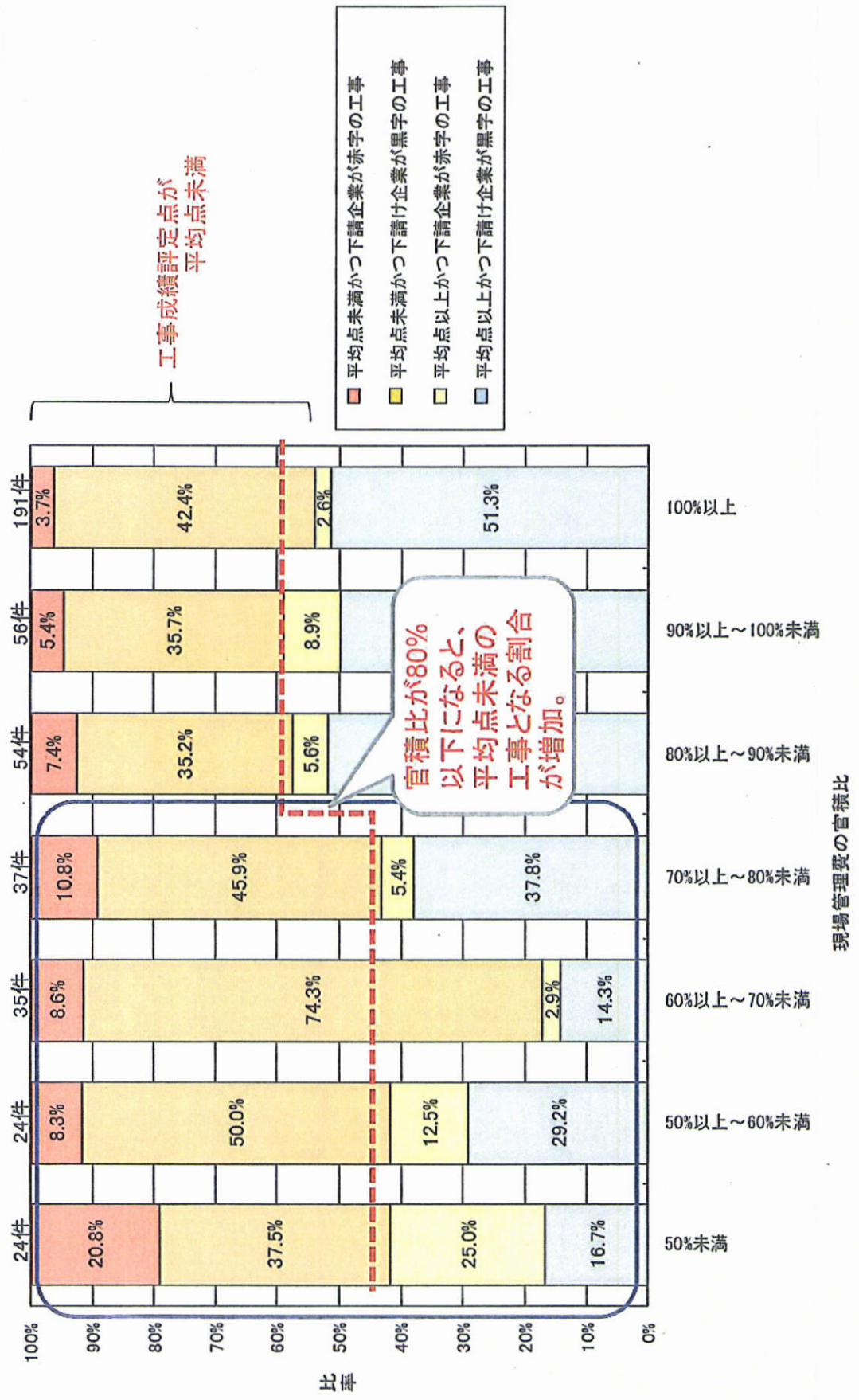
【範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し(案)の計算式】

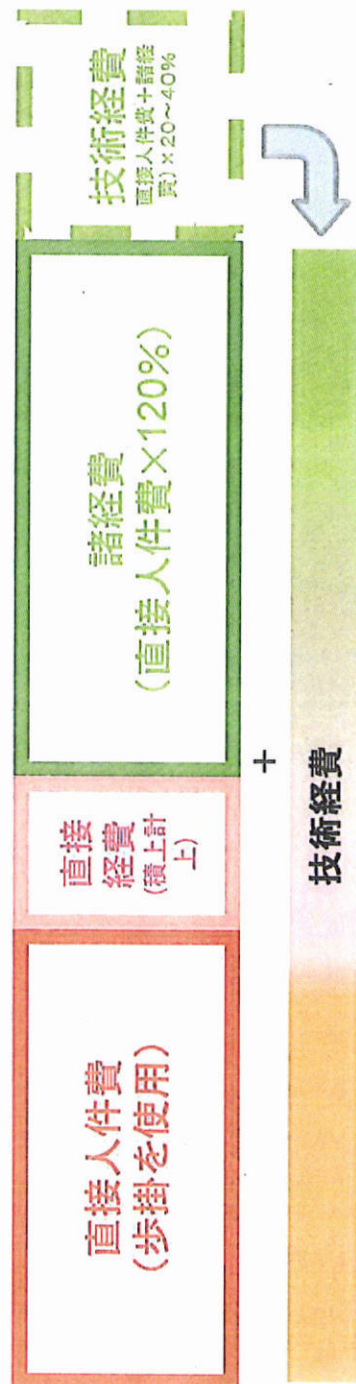
直接工事費 × 0.95	}	合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

現場管理費の官積比が80%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が増加。



新たな積算手法(従来の積算手法との比較)

●従来の積算手法で用いる費目構成



直接人件費及び直接経費を積上げ計上し、諸経費(直接人件費の120%)と技術経費(技術的難易度に応じて設定)を加える。

●新たな積算手法で用いる費目構成



※経費の算出方法は以下の通り
③その他原価 :

$$③ = ① \times \alpha / (1 - \alpha)$$

α: 原価(直接経費を除く)に占める
その他経原価の割合

④一般管理費等 :

$$④ = (① + ② + ③) \times \beta / (1 - \beta)$$

β: 業務価格に占める一般管理
費等の割合